平成28年度

家具転倒防止留具·ガラス飛散防止7/LVを取り付けませんか

東区社会福祉協議会では、災害時に有効とされる「家具転倒防止留具」と「ガラスの飛散防止フイルム」の取付け事業を行います。

利用できる方

東区在住で下記のいずれかに該当される方

- ①65歳以上の方のみの世帯
- ②65歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯
- ③65歳以上の方と障がい者のみの世帯
- ④以下の障害者手帳をお持ちの方がみえる世帯 身体障害者手帳(1·2級) 愛護手帳(1·2度) 精神障害者保健福祉手帳(1·2級)

利 用 料

無料 *ただし、材料費は負担していただきます。

- *一般的な場合、金具1竿800円、フィルム1枚3,000円程度の実費になります。
 *作業は NPO 法人てすりなごやが行います。
- *作業前に必ず見積させていただき、ご了承のうえ作業をさせていただきます。

取付け対象

① 家具等(タンスなら2竿まで)※家電、仏壇は対象外です

- · 家具や壁に穴を開けて固定します。
- ・借家の場合、あらかじめ管理者の了解をもらってください。
- ・土壁や石膏ボードの壁など、材質上、取付けができないことがあります。
- ・耐震留具を取り付けることによって、絶対に家具が倒れないという、保証までは できませんのでご承知ください。
- **② ガラス飛散防止フィルム** (2枚まで)

申込方法

東区社会福祉協議会までお電話でお申し込みください。

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日は除く)

*お電話でのお申し込みが困難な方は、名前、FAX番号、『家具転倒防止留具等申込』と明記の上FAXでお申し込みください。折り返し申込書をFAXいたします。

申込期間

平成28年9月5日(月)~10月7日(金)

*申し込みの状況によって、作業着手までに日数がかかる場合があります。



<申込先・お問合せ先>

社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会

〒461-0001 東区泉二丁目28番5号 高岳げんき館(東区在宅サービスセンター)

電話:932-8204 FAX:932-9311



個人情報につきましては、本事業の目的以外には使用いたしません。 この事業は、赤い羽根共同募金配分金を財源に実施しております。このチラシは、再生紙を使用しています。